いう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

第十条第三項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十五号

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）

第二条　国は、大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（令和元年五月三十日に一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。次条及び第四条において「組織委員会」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）

第三条　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

（電波法の特例）

第四条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項（第一号、第二号、第四号、第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百五号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十五号を第四十六号とし、第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

第三条第二項中「第四十三号」を「第四十四号」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

五　民事裁判情報の活用の促進に関する法律の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

附　則

この政令は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行の日（令和八年一月十五日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百六号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十条の十四第一項中「に当該旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して」を「を」に、「同項及び第四項」を「次項及び第四項から第六項まで」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「及び前二項」を「、第四項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「に氏に変更があつたこと